

令和7年度

**第17期第11回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和7年12月16日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和7年12月16日(火) 午前10時30分から11時10分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 区画漁業（藻類養殖業）に係る三重海区漁場計画の変更案について
- 3 議案3 とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について
- 4 報告事項1 まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲可能量の変更について
- 5 報告事項2 太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 6 その他
(1) 次回の委員会日程について

出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 松田浩一 奥村卓二 木村那津子
中川かおり

欠席委員

千田良仁 倉島 彰

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 中西健五
主査 葛西 学

行政

水産資源管理課
(資源管理班)

班長 竹内泰介

(漁業調整班)

課長補佐兼班長 西窪大輔
係長 牧野朗彦
主査 林 茂幸

傍聴者

なし

計 20 名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 11 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、千田委員、倉島委員が欠席で、13 名が出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、小川委員と中川委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1-1 ページをご覧ください。

令和 7 年 12 月 2 日付け農林水第 24-4245 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（牧野係長）

1-2 ページをご覧ください。諮問の内容です。

三重県漁業調整規則第 12 条第 1 項に規定する、許可又は起業の認可に関する制限措置の内容及び申請すべき期間は、「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針」の別紙として漁業許可の種類ごとに定めています。

今回、刺し網漁業で令和 8 年 2 月 28 日に有効期間が満了するもののうち、新たに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定める漁業について、取扱方針の別紙である「刺し網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」を改正するため、三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項に基づき、意見を求めるものです。

取扱方針と別紙の取扱いについては、10 月の海区漁業調整委員会で説明していますので、今回は割愛します。

改正内容について説明します。改正点は 3 点あります。1 点目は、許可の有効期間「令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで」になっているものを「令和 8 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで」に改正します。2 点目は、さわら流網、とびうお流網、あまだい漕し網及びきす流網並びにきす漕刺し網のうち共同漁業権内のみを操業区域とするものを除いたものの許可又は起業の認可を申請すべき期間、現在「令和 5 年 1 月 17 日から同年 2 月 1 日」になっているものを「令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 1 月 28 日」に改正しま

す。3点目は、あまだい漕ぎ刺し網の操業区域の字句の修正になります。現在操業区域は「熊野市と南牟婁郡御浜町との最大高潮時海岸線における境界点南東の線と南牟婁郡紀宝町鵜殿水突岩頂上南東の線との両線間における海域のうち東経 137 度 3 分 13 秒以西の海域」と定められていますが、これを「最大高潮時海岸線上における熊野市と南牟婁郡御浜町との境界点から南東の線及び南牟婁郡紀宝町鵜殿水突岩頂上から南東の線の両線間における海域のうち東経 137 度 3 分 13 秒以西の海域」という表記に変更します。

最後に、添付資料の説明になります。1-3 ページ及び1-4 ページに説明した新旧対照表が載っています。1-5 ページから1-16 ページまでは「刺し網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の改正案になります。1-17 ページから1-28 ページについては、現行の取扱いを添付しています。1-29 ページから1-34 ページについては、全ての許可共通の基準であります取扱方針と、漁業種類の目次を添付しています。1-35 ページ及び1-36 ページについては、三重県漁業調整規則の抜粋を添付しています。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○濱中委員

聞きたいんだけど東経 137 度なの？熊野市遊木町で 136 度 10 分なんよ。鵜殿やで 137 度じゃないのでは。

○水産資源管理課（牧野係長）

これは東経線から西側の海域になります。

○濱中委員

そこから西の海域ってことやね。

○水産資源管理課（牧野係長）

湾口協定で決められている沿岸ラインがこの緯度経度になります。

○田邊会長職務代理者

これは日本測地系、それとも世界測地系？

○水産資源管理課（牧野係長）

湾口協定が世界測地系なので、世界測地系に合わせています。

○田邊会長職務代理者

確か日本測地系は 500m 位ずれるんやな。漁業者の GPS ってほしい日本測地系になってるもんでさ。

○奥村委員

2点目のさわら流網等になります。今回、令和5年に許可したものを令和7年から令和8年にかけて変更するという形ですが、令和6年はどういう状況だったのでしょうか。

○水産資源管理課（牧野係長）

本許可は3年許可となっていますので、令和5年1月17日から2月1日に募集されたものは、有効期間が令和5年3月1日から令和8年2月28日までの継続許可となっています。この許可が満了しますので、3年間延長するような形で募集期間を設定しています。

○矢田会長

他にありませんか。

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案2「区画漁業（藻類養殖業）に係る三重海区漁場計画の変更案について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2-1ページをご覧ください。

令和7年10月24日付け農林水第24-4221号で三重県知事から諮問書が提出されています。

新たな区画漁業権（藻類養殖業）に係る内容を追加するため、三重海区漁場計画を変更したいので、漁業法第64条第8項で準用する同法第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

この新たな区画漁業権（藻類養殖業）の追加については、本日の午前10時から10時30分まで、この会場において公聴会を開催したところ、公述人はいませんでした。

意見書の提出は、添付のとおり四日市市漁協から1件、四日市市役所から1件ありました。

当委員会の意見について、ご審議をお願いします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいま説明がありましたように、公聴会で異議等は出ておりません。

三重海区漁場計画の変更についてご意見等はありませんか。

○各委員
(意見なし)

○矢田会長
意見がないようでしたら、議案2については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○各委員
(異議なし)

○矢田会長
全員異議がないようですので、議案2については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案3「とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局(中西主幹)

3-1ページをご覧ください。

本委員会指示は、産卵期のとらふぐ親魚の産卵場とその周辺での採捕を制限するもので、令和2年1月14日に最初の委員会指示が発動され、以後、毎年更新しているものです。今回も継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

3-4ページをご覧ください。まず、委員会指示を発動するに至った背景を説明します。この要望書は、令和元年6月20日付けで、伊勢湾口地区ふぐ縄協議会会長、三重外湾漁業協同組合代表理事組合長及び鳥羽磯部漁業協同組合代表理事組合長から海区漁業調整委員会会長あてに提出されたものです。内容はとらふぐ産卵期における操業制限にかかるものでした。

当時、伊勢湾口海域で産卵のために集まるとらふぐを遊漁船業者が釣る行為が確認されたことから、ふぐ縄協議会が当該遊漁船業者に操業自粛の協力を求めています。しかしながらその他の遊漁船や不特定多数のプレジャーボートがとらふぐを釣るとなると、深刻なトラブルに発展することが懸念されたため、産卵海域において3月15日から5月15日までの間、委員会指示により操業制限を設定してほしいというものでした。その海域は3-5ページにあります斜線で囲まれた海域になります。

また、3-6ページには、水産研究・教育機構が行った令和6年度とらふぐ伊勢・三河湾系群の資源評価の「成熟・産卵」に関する記載の抜粋を載せています。こちらにはトラフグの産卵期が4月から5月と考えられること、産卵場としては、底質の粒形が2mm以上の礫の混じる粗砂を選択的に利用しており、そのような条件を備えた産卵場が三重県安乗岬沖合であること、トラフグの卵は海底の表面に産み付けられ、孵化までに7から12日間かかることが書かれています。

そして、3-7ページには、三重県水産研究所が行った令和6年度の資源評価結果を載せています。とらふぐの資源水準は高位、動向は増加と評価されています。

3-1ページにお戻りください。こちらが委員会指示の改正案、3-2ページが現行の

委員会指示です。今回変更するところは、告示年月日、会長名、委員会指示の有効期間です。変更箇所にはアンダーラインを引いています。

なお、告示年月日は、公報登載予定日で令和8年1月9日の予定です。

委員会指示の有効期間は1年間で、令和8年2月1日から令和9年1月31日までとしています。

3-3ページをご覧ください。こちらは、採捕を制限する区域になります。点A、点B、点C、点Dで囲まれた海域になります。

とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示を継続して発動するかどうか、ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようでしたら、議案3については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案3については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲可能量の変更について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

4-1ページをご覧ください。

漁業法第16条第6項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る令和7管理年度におけるまいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を変更することについての報告です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（竹内班長）

4-1 ページをご覧ください。こちらが令和7年11月21日付けの水産庁通知に基づいて11月21日付けで変更した最終案になります。今年度の当県のまいわし太平洋系群の当初配分は10,900トンありました。それを最終的には19,400トンに変更するという内容になります。これまで3回の追加配分とそれに伴って各漁業への配分を行いましたので、経緯等を説明します。

4-2 ページをご覧ください。ポイント1、今回の報告は令和7年9月30日開催の当委員会で承認された3つの条件を満たしています。①として令和7年12月31日までの間に、②として急な漁獲量の積み上がりが発生した場合において、③として関係漁業協同組合が同意した場合に限り事前に変更することです。この承認されたことに基づき、令和7年11月11日及び21日付けで国からまいわし太平洋系群（以下、「マイワシ」という。）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の配分量の融通がありましたので、その内容について報告するものです。

ポイント2、マイワシ（管理年度1～12月）については、当初配分として、10,900トンの配分があり、漁業種類としては、「三重県まいわし中型まき網漁業」（以下、「中まき網」という。）で5,330トン、「三重県まいわし機船船びき網漁業」（以下、「ばっち網」という。）で3,390トン、「三重県まいわしその他漁業」（以下、「その他」という。）で現行水準として配分されていました。こちらは、令和3年から5年の漁獲量の実績に基づいて配分されています。

ポイント3、7月下旬以降、急な漁獲量の積み上がりが発生しました。これについては、4-4ページの「月毎における水揚数量の推移（11月30日時点）」のグラフをご覧ください。2020年から2025年の月別の漁獲量の積み上がりを示しています。オレンジ色で示した今年度のグラフをみると、1月から6月までの漁獲量はほぼゼロに近いような数字でしたが7月以降急激に積み上がり、現在でも獲れているという状況です。

4-2 ページにお戻りください。突発的な加入等への対応としてあらかじめ関係者間で合意した国のルール、いわゆる75%ルールに則って、令和7年9月9日付けで水産庁に配分量の融通を要望し、5,500トンの追加配分の通知を受けていました。このことは当委員会で既に報告しています。

ポイント4、しかしながら追加配分の通知後も漁獲量の積み上がりは収まらず、消化率が令和7年9月29日で76.7%を超え、同年10月16日では80.1%となり80%を超えたため、本県は、それぞれ消化率が75%、消化率が80%に達した際に水産庁に対して追加配分を要望しました。しかしながら国の留保枠が残り少ないということで、追加配分はありませんでした。なお、令和7年10月31日の時点での、各漁業種類の消化率は、「中まき」で89.6%、「ばっち網」で89.8%、「その他」で16.0%でした。TACの上限まで達してしまうのではないかと危惧される状況にありました。

ポイント5、このような状況の中、消化率が85%に達した10月31日付けの要望に対して、11月11日付けで1,000トンが追加で配分されました。これを三重県資源管理方針に則り配分するのですが、今年度、伊勢湾内で久しぶりに獲れていることもあったため、国からの追加配分1,000トンに県の留保枠700トンを足して1,700トンを配分の原資にしました。4-5ページの「まいわし太平洋系群の漁獲状況と配分等の一覧」の「11月11日付

け県留保枠からの追加配分後」の表をご覧ください。その表中の「配分案」をみますと、県全体には国から追加配分された1,000トンがありますが、「中まき」や「ばっち網」に配分したトン数を合計すると1,700トンになります。足りない700トンは県の留保枠から配分しています。再度4-2ページにお戻りください。

ポイント6、しかしながら、配分後においても県全体の消化率は80%を超える依然として高いままであり、11月14日には消化率が85%に達しました。そのため、再度追加要望をしたところ、3回目の融通である2,000トンの追加配分がありました。この追加配分についても、今年度の積み上がり状況を鑑みて、4-5ページの「11月21日付け県留保枠からの追加配分後」のとおり再配分しました。その表中の「配分後漁獲可能量（消化率）」をみますと、県全体では19,400トン、「中まき」では10,000トン、「ばっち網」では9,000トンになっています。そして県全体の消化率は78.6%になっています。

それでは、4-2ページのポイント7をご覧ください。それぞれの配分案の数量、考え方等については、関係漁業協同組合の同意を得ています。そして令和7年11月21日付けで知事管理漁獲可能量の変更をしたため、今回の海区漁業調整委員会にて報告しました。

説明は以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○濱口委員

配分案の数量に各漁協が同意しているって言うけれども、本当のことを言うたら、漁師でこんな数字に同意しとる人は一人もおらん。今年でも追加配分を要求すると配分されてくるけれども、1,000トンほどの追加配分なんて漁があるときには数日で消化してしまう。数日漁をしてまた休漁、追加配分を要求してもすぐに配分されないとなると漁師も漁協も致命的になる。数量を規制するのが大事かもしれないけれども、魚を増やしている間に漁師がおらんようになる。今年でも数量が全く足りない状態なのに来年決められた数量が今年より少ない。今年うちの漁協がはじまって以来のしらすの水揚げ。しらすっていうことは稚魚がわんさかおるってこと。必ずいわしも獲れるという見込みがあるのに、この数字をみて皆が驚いている。決められた数字はもう変わらんのは仕方がないとしても、今年のような追加配分の数字ではとてもじゃないけど漁師はやっていけないことを水産庁に分かってもらわんとさ。

あともう一点、今年もまいわしの漁があって、かたくちいわしよりも値段がよかった。漁師はまいわしを獲っていて、かたくちいわしを狙っていないから、かたくちいわしの漁獲量が下がってしまう。かたくちいわしを獲っていないだけで、かたくちいわしはおる。このかたくちいわしの漁獲量をもっておらんとみなされ、TACを決める過去3年間の漁獲実績にされてしまうと大変なことになる。今後まいわしが獲れなくなって、今度かたくちいわしを獲りたい時にTAC数量が少ないと大変なことになる。このことを水産庁に考慮してもらおうようにお願いします。

○水産資源管理課（竹内班長）

かたくちいわしはステップアップ管理のステップ1の段階であるため、現在、TAC 数量の配分を行っていません。

○濱口委員

ステップ1の段階で対応していくことが必要。

○水産資源管理課（竹内班長）

ステップアップ管理の期間中に漁獲実績を積み上げておかなければならないということは承知していますので、先程ご発言があったようなことは県からも国に伝えております。県も漁業者も一体となり水産庁へ意見していきます。そして漁業者には必要な漁獲実績を積み上げていただきます。それから国からの当初配分は、機械的に令和3年から5年までの漁獲実績、つまりまいわしが獲れなかった時期の漁獲量を使用することとなります。

今年度については、いわゆる75%ルールに則り追加配分の条件を満たす時には追加要望を行っていました。国からの追加配分が速やかに行われていれば、漁業者等に不安を与えることはなかったと反省しています。追加配分が円滑に行われるよう水産庁に申し入れを行っておりますので、ご理解ください。

○矢田会長

水産庁に努力してもらい追加配分ではなく当初配分を十分に増やしてもらえるように言ってください。来年のTACはもう決まってるの。

○水産資源管理課（竹内班長）

10,800トンです。

○濱口委員

今年より少ないんやでなあ。

○水産資源管理課（竹内班長）

令和3年から5年までという基準は、数年間継続されます。同じ基準で資源を評価し、配分しているので、少ない漁獲可能量になってしまいました。これについては伊勢湾の特殊事情を考慮してもらおうようにと水産庁に申し入れをしています。

○矢田会長

よろしくお願いします。

他にご意見はありませんか。

それでは、特にないようですので、次に進みます。

報告事項2「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

5-1 ページをご覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会が令和7年11月4日に、東京都中央区にあるベルサール八重洲にて、Web 併用で行われました。本委員会の矢田委員には、三重海区漁業調整委員会委員室までお越しいただき Web にて出席しました。

太平洋広域漁業調整委員会第34回太平洋南部会は10時30分から、第43回太平洋広域漁業調整委員は15時から開催の2部構成となっていました。

まず、第34回太平洋南部会について報告します。

5-1 ページをご覧ください。議事次第になります。

5-2 ページをご覧ください。太平洋南部会の委員名簿になります。都県互選委員12名、大臣選任委員6名のうち、計15名が出席しました。

5-1 ページにお戻りください。

議題（1）部会長職務代理者の互選については、宮崎海区の成原淳一委員が選ばれています。

議題（2）広域魚種の資源管理について報告します。

5-3 ページの上段をご覧ください。キンメダイになります。キンメダイの主な分布域は、房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島の周辺などが主な海域になります。2024年の漁獲量は4,000トン、この資源評価の対象海域としては3,400トンになります。漁獲量は、1980年代以降、減少傾向が続いています。

5-4 ページの下段の下表をご覧ください。

目標管理基準値案は24.3千トン、限界管理基準値案は12.8千トン、禁漁水準案は2千トンとなっています。このトン数は親魚量になります。目標管理基準値は、最大持続生産量MSYと表記され、最大持続生産量を達成する資源水準の値となります。この最大持続生産量は、海の資源を減らさずに、長期的に獲り続けられる最大の漁獲量になります。続いて限界管理基準値案になります。乱獲を未然に防止するための資源水準値となります。禁漁水準案は、漁業を禁漁とする資源水準の値となっています。

5-6 ページをご覧ください

この表は2036年に親魚量が目標管理基準値案24.3千トンを上回る確率が示されています。表1の右側に66%、98%、100%、100%、100%と記載されています。表1の左側には β という表記があります。この β は、水産資源の回復を目的とした調整係数として用いられています。資源水準が低水準のとき、例えば乱獲状態のとき、 β の値を1.0から0.8に小さくすることで、生物学的に許容される漁獲量を引き上げる、つまり資源の回復を促すこととなります。仮に β を0.8にした場合、2036年に平均親魚量が目標管理基準値案（24.3千トン）を上回る確率は100%になります。そのときの親魚量は30.1千トンになります。そして表2をご覧ください。 $\beta=0.8$ にした場合、2036年の将来の平均漁獲量は4.7千トンになります。

5-7 ページをご覧ください。「太平洋南部キンメダイの広域資源管理」について説明します。キンメダイ太平洋系群はTAC化に向けて、令和4年12月に資源管理手法検討部会が行われました。5-7 ページ以降の資料はその資源管理手法検討部会の結果になります。なお、資源管理手法検討部会後に開催されるステークホルダー会合について、開催等の予

定は知らされていません。

5-12 ページ以降をご覧ください。小型機船底びき網漁業の対象魚種であるトラフグ、マアナゴ、シャコの資源評価を載せています。

まずトラフグになります。5-12 ページ上段をご覧ください。トラフグは主に日本沿岸、東シナ海、黄海に分布していますが、本系群の対象は伊勢・三河湾を中心として分布する系群になります。2024 年の漁獲量は 144 トン、2002 年漁期は 560 トンで、1993 年以降で最も多い漁獲量となっています。2002 年以降は減少傾向で、2022 年以降は増加傾向となっています。

5-13 ページの上段の下表をご覧ください。トラフグの目標管理基準値は 84 トン、限界管理基準値案は 13 トン、禁漁水準は 0 トンとなっています。

5-13 ページの下段の図 8 をご覧ください。この図は神戸プロットあるいは神戸チャートと呼ばれています。資源状態を分かりやすく表すことができます。横軸が MSY を実現する親魚量と当該年度の親魚量の比になります。縦軸が MSY を実現する漁獲圧と当該年度の漁獲圧の比になります。この親魚量の比が 1 以上であれば良い状態、漁獲圧の比が 1 未満であれば良い状態となります。それでこの 4 つに分割されるエリアのうち、右下のエリアにプロットされるときが資源が良い状態です。トラフグは親魚量が多く、漁獲圧が低い状態となります。

5-15 ページの下段をご覧ください。2036 年漁期に親魚量が目標管理基準値案 84 トンを上回る確率が表 3、表 4 の右側に示されています。この将来予測は種苗放流したトラフグが天然資源に加入すること想定した予測です。表 3 の $\beta = 0.8$ にした場合、2036 年に平均親魚量が目標管理基準値案 84 トンを上回る確率は 100% になります。ちなみに $\beta = 1.0$ でも 90% 以上で 84 トン、親魚量が 84 トンを上回ると予測されています。表 4 の $\beta = 0.8$ にした場合、2036 年の平均漁獲量は 78 トンになります。

5-16 ページをご覧ください。令和 7 年度のマアナゴの資源評価結果になります。マアナゴの生物学的特性になります。マアナゴは外洋の産卵場から仔魚が長距離回遊して沿岸に来遊します。

5-19 ページの資源評価のまとめをご覧ください。伊勢・三河湾内のマアナゴの 2024 年漁獲量は 36 トンになり、過去最低を更新しています。2024 年の資源水準は低位、資源動向は減少です。2026 年の漁期の生物学的許容漁獲量の目標値は 27 トン、上限値は 34 トンです。

5-20 ページをご覧ください。令和 7 年度のシャコの資源評価結果になります。シャコの生物学的特性になります。シャコの産卵期は 5 月から 9 月まで、産卵場は伊勢湾内になります。主漁期は春から夏にかけてです。

5-23 ページの資源評価のまとめをご覧ください。2024 年資源水準は低位、資源動向は減少です。2026 年漁期の生物学的許容漁獲量の目標値は 22 トン、上限値は 28 トンです。

また、事務局からの資料配布はありませんでしたが、令和 3 年 11 月開催の太平洋南部会から休止している「伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示」について、令和 7 年度の漁期前調査や夏眠魚調査においてもイカナゴの採捕がみられず、操業再開の兆しがみられないことから、今年度も広域漁業調整委員会としての委員会指示の休止を継続するとの報告がありました。

続きまして、今度は太平洋広域漁業調整委員会の結果を説明します。

5-27 ページの議事次第をご覧ください。議題3(1)委員の改選に伴う対応について、①会長職務代理者の互選を行った結果、学識経験の関いずみ氏が選ばれました。そして②部会の属すべき委員の指名について、くろまぐろ遊漁専門部会、こちらは静岡海区の高田充朗委員が指名されました。

議題3(2)の令和7年度のくろまぐろ遊漁に関する管理について、水産庁資源管理部の中村室長から資料に基づいて説明がありました。後ほど簡潔に説明します。

5-28 ページが委員名簿で合計22名が出席しました。

5-30 ページをご覧ください。くろまぐろ遊漁の全体像を把握するため、令和8年4月1日から届出制が導入されます。届出の種類は、遊漁者、遊漁船業者、プレジャーボート等の運航者になります。

5-31 ページをご覧ください。令和7年度のくろまぐろ大型魚の採捕状況になります。採捕数量は60トン内で、毎月5トンで管理するようになっていましたが、6月及び7月に採捕数量が積み上がったため、9月以降は毎月5トンで管理しているとの報告がされました。

5-33 ページをご覧ください。こちらは広域漁業調整委員会への委員会指示違反への対応になります。違反の内容は、小型魚の採捕や採捕禁止期間中の大型魚の採捕等となっています。現時点で12件の裏付け命令が発出されています。

5-34 ページから5-82 ページまでは、「太平洋くろまぐろの遊漁に係る届出制に関する委員会指示及び採捕に関する委員会指示の一部改正について」の資料になります。

5-83 ページになります。TAC 資源拡大に向けた検討状況になります。カタクチイワシ太平洋系群は令和7年1月からTAC 管理が開始されました。ブリは令和7年4月から開始されました。本委員会が関係するものとしては、ウルメイワシ太平洋系群やトラフグ伊勢・三河湾系群は今後ステークホルダー会合が開催されることになっていますが、開催時期などは未定です。

5-84 ページから5-97 ページまでが、令和8年度水産予算概算要求の概要になります。

5-98 ページをご覧ください。「広域漁業調整委員会の今後の役割の検討について」になります。TAC 対象種やTAC 候補種が、広域漁業調整委員会とは別にステークホルダー会合などの意見交換を行う場が設けられるようになったため、改めて広域漁業調整委員会の役割を見直してはどうかということが事務局から提案がありました。

5-106 ページをご覧ください。検討事項になりますが、TAC 魚種とかTAC 対象候補種等で委員会指示がないものについては、(1)にあるとおり漁業法に基づく資源管理の推進のために、委員会指示を活用することはできないか、そして(2)カタクチイワシ瀬戸内海系群燧灘のように、報告の必要性が生じた場合に広域漁業調整委員会指示を出して漁業者から漁獲報告等の報告を求めるといったことで活用できないかと提案がありました。

また、委員会指示があるものに関しては、現在もそうですが、委員会指示の改正等の必要性に応じて協議するものとして引き続き広域漁業調整委員会としての役割が果たせないかと提案がありました。

この広域漁業調整委員会事務局からの提案に対して、各県委員から特段意見等はありません。

せんでした。次回の広域漁業調整委員会のなかで議論を深めていくことになると思われま
す。

事務局からの報告は以上になります。

○矢田会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、特にないようですので次に進みます。

その他事項1「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

次回の委員会ですが、1月27日（火）10時からの開催をご提案します。

場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

次回委員会の議題としては、「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正に
ついて」の案があがっております。

○矢田会長

それでは、次回の委員会は1月27日（火）10時からの開催でよろしくをお願いします。

ありがとうございました。

これもちまして、委員会を閉会いたします。